

議案第 77 号

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

子育て部分休暇を導入することに伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する
規則

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和２年杉並区教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項第７号中「第２９条の２」を「第２９条の４」に改める。

第２４条第３項中「という。）により勤務しない時間」の次に「又は会計年度任用講師勤務時間規則第２９条の２第１項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間」を加える。

第２４条の２第３項中「介護時間」という。）」の次に「、子育て部分休暇」を加え、同条第５項中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(基準日に育児休業をしている会計年度任用講師の勤務した期間) 第22条 略 2 前条第1項第6号及び同条第3項第6号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。 (1)～(6) 略 (7) 会計年度任用講師勤務時間規則第29条の4に規定する組合休暇（以下「組合休暇」という。）により勤務しない期間 (期末手当の欠勤等日数) 第24条 略 2 略 3 前項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間又は会計年度任用講師勤務時間規則第29条の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間（第25条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 4 略 (勤勉手当の欠勤等日数) 第24条の2 略 2 略 3 前2項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない時間（講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、会計年度任用講師勤務時間規則第28条に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）、子育て部分休暇若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は部分休	(基準日に育児休業をしている会計年度任用講師の勤務した期間) 第22条 略 2 前条第1項第6号及び同条第3項第6号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。 (1)～(6) 略 (7) 会計年度任用講師勤務時間規則第29条の2に規定する組合休暇（以下「組合休暇」という。）により勤務しない期間 (期末手当の欠勤等日数) 第24条 略 2 略 3 前項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間_____ _____（第25条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 4 略 (勤勉手当の欠勤等日数) 第24条の2 略 2 略 3 前2項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない時間（講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、会計年度任用講師勤務時間規則第28条に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）_____若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は部分休

新	旧
業により勤務しない時間（第25条の2において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	業により勤務しない時間（第25条の2において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。
4 略	4 略
5 第3項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。	5 第3項の規定は、介護時間_____又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間において介護時間_____又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。
6 略	6 略